裁判所

ｅ事件管理システムの設計・開発契約及び改修契約において、提出された成果物が仕様を満たしていないのに、検査に合格したとする検査調書を作成して契約金額を支払い、会計法令に違反

１件　不当金額　１，３８０，８２８，７９０円

1　契約等の概要

(1) RoootS設計・開発契約の概要

最高裁判所（以下「最高裁」という。）は、裁判所職員が利用する事件情報の管理機能等を有するｅ事件管理システム「RoootS」の設計・開発等のために、令和4年4月に「民事訴訟手続のＩＴ化に係るｅ事件管理システムの設計・開発及び賃貸借保守業務」に係る請負契約（契約期間4年4月1日から5年3月31日まで。以下「RoootS設計・開発契約」という。）を契約金額771,100,000円で、一般競争入札により株式会社日立社会情報サービス（以下「会社」という。）との間で締結して、4年11月に、契約金額を29,700,000円増額する変更契約を締結して、5年4月に契約金額の全額を支払っている。

RoootS設計・開発契約に係る仕様書によれば、会社は、4年度に、「RoootS」に係る複数のプログラムを開発の上、各プログラムについて行う単体テスト、及び単体テストを行った各プログラムを結合したプログラムについて行う結合テストまでの作業を実施することとされている。また、成果物として、年次報告書（設計・開発）、基本設計書、詳細設計書、結合テスト品質確認結果報告書（以下「結合テスト報告書」という。）、運用手順書（マニュアル）、保守手順書（マニュアル）（以下、運用手順書（マニュアル）及び保守手順書（マニュアル）を合わせて「マニュアル」という。）等を納入することとされている。

(2) RoootS改修契約の概要

最高裁は、RoootS設計・開発契約により開発した「RoootS」を、国民が訴状等の民事訴訟手続に必要な書面を電子提出する機能、電子化された訴訟記録の保管、権限管理等の機能等を有するｅ提出・ｅ記録管理システム「TreeeS」と連携させる改修のために、5年12月に「民事訴訟手続のデジタル化に係るｅ事件管理システムの改修業務」に係る請負契約（契約期間5年12月25日から7年3月31日まで。以下「RoootS改修契約」という。）を契約金額1,663,085,820円（うち5年度分580,028,790円、6年度分1,083,057,030円）で、随意契約により会社との間で締結して、6年4月に5年度分の契約金額の全額を支払っている。

RoootS改修契約に係る仕様書によれば、会社は、5年度に、要件確認、基本設計等までの作業を実施することとされていて、成果物として、要件定義書一式（修正版）、改修により修正を行った基本設計書等を納入することとされている。

(3) 給付の完了の確認等の概要

国が行う会計経理については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）等の会計法令に基づき、行うこととされている。すなわち、支出負担行為担当官等は、請負契約等については、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了を確認するために必要な検査を行わなければならないこととなっている（以下、支出負担行為担当官等から検査を命ぜられた者を「検査職員」という。）。検査職員は、契約書、仕様書等の関係書類に基づき検査を行い、検査を完了した場合においては、原則として、検査調書を作成しなければならないこととなっている。また、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載して支出負担行為担当官等に提出するものとするとされている。そして、検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができないこととなっている。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、検査職員による検査は適正に行われているかなどに着眼して、RoootS設計・開発契約及びRoootS改修契約を対象として、最高裁及び会社において、契約書、仕

様書、検査調書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

(1) RoootS設計・開発契約

RoootS設計・開発契約について、検査職員は、5年3月31日に提出された成果物の検査を行い、検査に合格したとする検査調書を作成して、最高裁は、これに基づき契約金額800,800,000円を支払っていた。しかし、会社が同日、成果物とともに最高裁に提出した業務完了報告書には「完成した成果物でなくて問題ないか」などと記載されていたことから、結合テスト報告書及びマニュアルについて確認したところ、次のような状況となっていた。

ア　結合テスト報告書

RoootS設計・開発契約に係る仕様書等によれば、結合テストは、単体テストを行った各プログラムを結合したプログラムについて、基本設計書及び詳細設計書に記載された内容を全て満たし、プログラムの品質が担保されていることを確認することを目的として、スケジュール、開始条件、終了条件等を定めた結合テスト計画書に基づいて実施することとされている。結合テストの終了条件は、会社が結合テスト報告書を作成し、その内容について最高裁の承認を得ることとされている。また、結合テスト報告書には、最高裁の承諾欄が設けられており、承認を得たことが確認できるようになっている。

最高裁に提出された結合テスト報告書を確認したところ、結合テストは、5年2月13日から3月20日までの間に実施されており、会社は、結合テスト報告書を同年3月31日に最高裁に提出していた。しかし、結合テスト報告書の承諾欄は空欄となっており、結合テストの終了条件である最高裁の承認を得たことを確認することはできなかった。

そこで、会社において結合テスト報告書の承認状況について確認したところ、会社は、結合テスト報告書について、最高裁に提出はしたものの、承認を得ていないと説明しており、同日に会社が提出した成果物の一つである年次報告書（設計・開発）に、結合テスト報告書について最高裁から承認を得ている旨を記載していなかった。

このため、最高裁が成果物として検査を行い、給付が完了したとする上記年次報告書（設計・開発）の記載等を踏まえると、結合テストについては、終了条件である最高裁の承認を得ておらず、結合テストが終了していなかったと認められた。

なお、5年4月に、開発したプログラムに不具合が多数発生して、結合テスト等が適切に行われていなかったことが判明したため、最高裁は、会社に対してRoootS設計・開発契約の履行の追完として、不具合の解決を行った上で結合テストを再実施することなどを求め、同年8月に結合テスト報告書を再提出させていた。

イ　マニュアル

RoootS設計・開発契約に係る仕様書によれば、成果物として納入されるマニュアルには、「RoootS」を運用するための手順等を記載することとされている。

しかし、5年3月31日に成果物として納入されたマニュアルについて確認したところ、表紙と目次のみとなっていて、具体的な内容が記載されておらず、5年度に作成予定等とされていた。そして、具体的な内容が記載されたマニュアルが実際に提出されたのは7年3月14日であり、成果物の納入期限である5年3月31日を大幅に超過していた。

(2) RoootS改修契約

RoootS改修契約について、検査職員は、6年3月29日に提出された成果物の検査を行い、検査に合格したとする検査調書を作成して、最高裁は、これに基づき5年度分の契約金額580,028,790円を支払っていた。

しかし、会社が同日、成果物とともに最高裁に提出した業務完了報告書には、要件定義書一式（修正版）、改修により修正を行った基本設計書等の完成有無欄にこれらが完成した旨が記載されておらず、現在も整理中であるため現時点版を納入し、完了でき次第、完了版を提出するなどと記載されていた。そして、要件定義書一式（修正版）、改修により修正を行った基本設計書等

の完了版が提出されたのは、要件定義書一式（修正版）については6年9月、改修により修正を行った基本設計書等については7年3月となっており、いずれも成果物の提出期限である6年3月29日を超過していた。

したがって、RoootS設計・開発契約及びRoootS改修契約について、提出された成果物が仕様を満たしていないのに、検査に合格したとする検査調書を作成して、これに基づき契約金額を会社に支払っていた事態は、会計法令に違反していて適正を欠いており、RoootS設計・開発契約及びRoootS改修契約に係る支払額計1,380,828,790円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、最高裁において、給付の完了の確認に当たり、会計法令を遵守して適正な会計経理を行うことについての認識が欠けていたこと、職員に対する教育や指導等が十分でなかったことなどによると認められる。